

仕 様 書

行財政局管財契約部資産管理課

(担当 柴田、伊藤 電話 222-3281)

件 名	ネットフェンス等の設置 (大谷池)
契 約 期 間	契約の日の翌日 ~ 令和 8 年 3 月 3 1 日
契 約 条 件	<p>1 設置対象 ネットフェンス他</p> <p>2 仕様 フェンス素材：溶融亜鉛メッキ フェンス高さ：ネットフェンス支柱 (1500mm) + 忍び返し (※外忍び不可) 設 置 位 置：境界点図、座標リスト、フェンス設置凡例参照 設 置 方 法：基礎ブロック上への設置 (基礎ブロックの高さより 100mm 以上掘削し、地固めを行うこと)。フェンス設置凡例参照 ※フェンスには幅 2m 以上の門扉をつけること。</p> <p>3 納期 令和 8 年 3 月 3 1 日 (火) まで なお、納品の日時等の詳細については、本市と協議のうえ、スケジュールを決定すること。</p> <p>4 設置場所 京都市伏見区小栗栖石川町 66 番 (大谷池 (別紙「位置図」のとおり)) ※ 設置箇所は別紙「境界点図」緑線のとおり ※ 長さ 約 50m (既存フェンスとの接続含む) ※ 設置箇所の詳細については、本市と適宜協議のうえ、決定すること。 ※ 納品する際は、設置まで行うこと。 ※ フェンス設置に当たり、整地が必要な箇所については不陸整正を行うこと。 ※ 駐車スペースはないため、近隣のパーキングを利用すること。</p> <p>5 業務履行上の注意 (1) 安全対策等 本業務の実施に当たり、受託者は諸法令・法規を順守し、事故の防止に万全の注意を払うこと。また、作業を実施する際に、従業員の事故等が発生しないように、安全を確保し、必要な対策を講じること。設置にあたっては、下記の現場条件等を留意する事。 1 設置箇所までの経路は位置図に記載している東側認定道路 (幅員約 1.8m) しか使用してはいけない。里道に続く前面道路において、資器材等の搬入を行う際には、所轄警察署の道路使用許可を受ける事とし、搬入の際には必ず交通誘導員を配置し安全管理に努めるものとする。また、里道に続く前面道路において搬入時以外は駐車禁止とする。 2 基本重機等を入れることが困難な場所である事を十分に理解すること。 なお、搬入に支障のある樹木等の伐採等で現状を変更する行為が必要な場合は、道路所轄課と協議を行う事。 3 搬入時には必ず隣接者の土地に入ることの無い様にする。万一、近隣住民や隣接者とのトラブルが生じた場合、速やかに監督職員に報告を行い、受注者の責任において対応をすることとする。</p>

契 約 条 件	<p>(2) 事故防止と補填 万一、次に掲げる事故が発生したときは、本市に報告のうえ、受託者の責任において処理すること。 ア 第三者、来訪者、本市職員及びその関係者、作業員の人身事故 イ 作業車両等による全ての車両事故 ウ そのほか、受託者の管理責任に帰する事故</p> <p>(3) 秘密保持 受託者は、本業務の実施に当たり、業務遂行上知り得た本市の情報（機密事項や個人情報を含む）を第三者に漏洩しないこと。</p> <p>6 材料確認について 本業務において、作業前までに設置計画書を作成し、監督職員の下承を得るものとする。また、設置計画書には材料等の名称・規格及び設置方法を記載するものとする。</p> <p>7 各種検査について (1) 現場での設置にあたっては、既存境界杭内で作業を行うものとする。（隣接者への土地には一切足を踏み入れない様にする。） (2) 設置前にフェンス設置位置を示す仮杭を打ち込み、監督職員より下承を得てからでなければ設置してはいけない。監督職員の下承に当たっては、既存杭からフェンス設置予定支柱の中心までの寸法の判断できる写真記録等の資料を提出し、監督職員の下承を得るものとする。 (3) 大谷池に流れ込む湧き水、沢の通り道付近の基礎設置においては、湧水対策（基礎掘削周囲への矢板打ち込み及び流れ留め等柵設置）を施すものとし、基礎をしっかりと埋め込むこととする。なお、基礎掘削後の埋戻し土砂等においては、地盤改良を行い、締固めをするものとする。</p> <p>8 特記事項 (1) 本業務の受託人は、その実施に関し管財契約部資産管理課と連絡を取り合うこと。 (2) 支払いは、納品後一括払いとする。 (3) 本仕様書に定める事項以外については、本市と協議のうえ、別途指示するものとする。 (4) 入札を希望する者は当局担当者に連絡調整したうえで必ず下見をすること。 連絡日時：公告日から3開庁日目の17時まで 連絡先：「9 当局担当者」記載のとおり (5) 納品作業中に発生する廃棄物の処分に当たって、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関連法令等に基づき、適正に処理し、不法投棄など第三者に損害を与えるような行為のないよう受託者の責任において実施すること。 (6) 納品が終了したときは、当局担当者の確認を受けること。 (7) 納品後、通常の使用（本紙の過失又は故意による破損は除く）において、不良箇所が生じた場合は、完了検査後1年間無償で修理または交換するものとする。また、受託者の責に帰すべき事由により不良箇所が生じた場合は、無償で修理または交換ができるものとする。</p> <p>9 当局担当者 京都市行財政局管財契約部資産管理課 財産マネジメント担当 柴田、伊藤 電話 075-222-3281</p>
---------	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

位置図

135.794613,34.946004

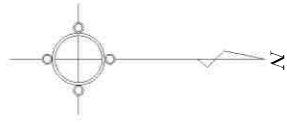
135.796628,34.946004



135.794613,34.943939

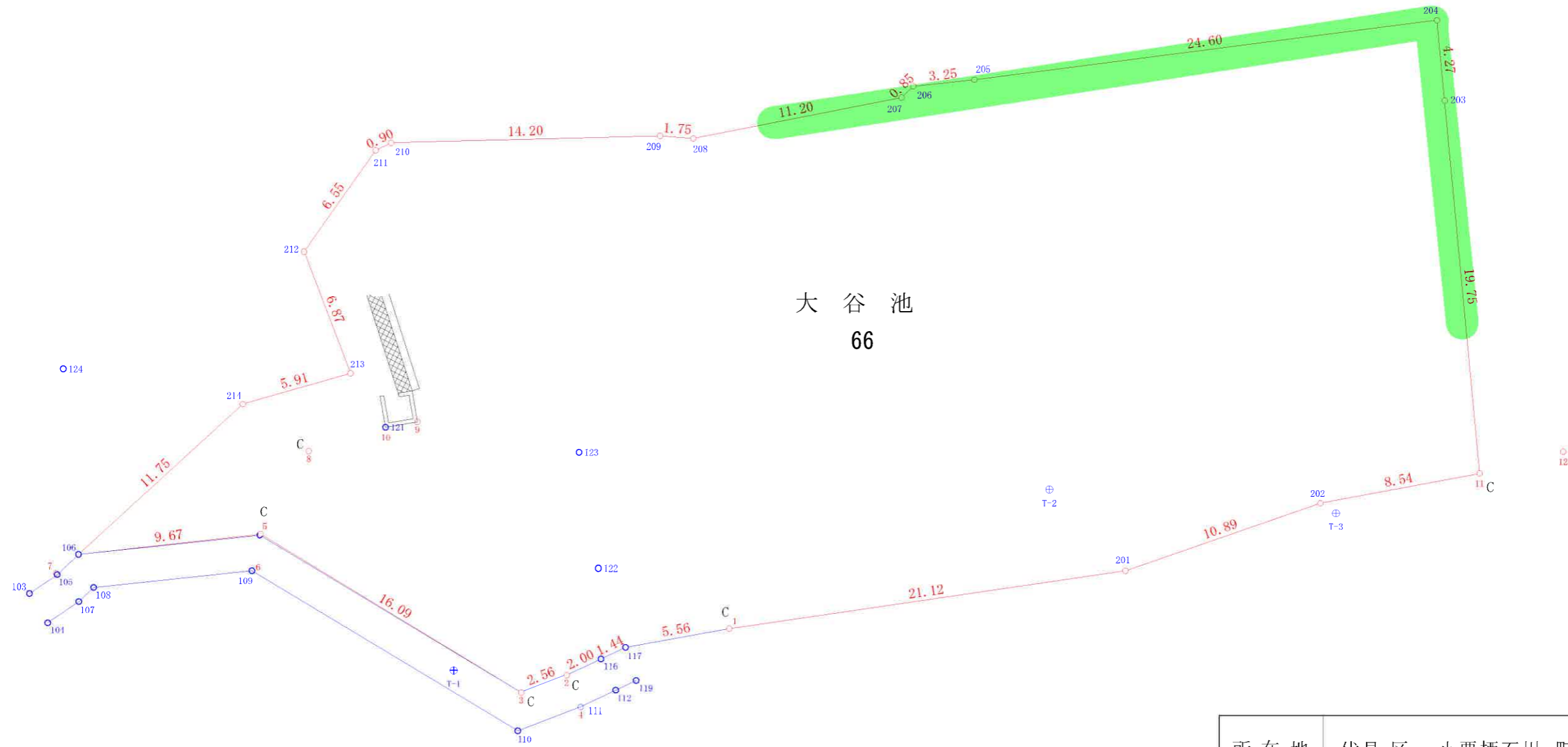
1 / 1000

135.796628,34.943939



境界点図 S=1 : 250

(京都市伏見区小栗栖石川町66番地)



所在地	伏見区 小栗栖石川町 66 番
名称	大谷池
実測	

- ・境界点207番と208番の間に既設フェンス末端有（境界点写真参照）
- ・既設フェンス末端に新設フェンスを接続し、官民境界に沿う形でフェンス設置（緑ライン）
（設置の際の民地掘削は不可のため、フェンス設置ラインは境界線より掘削幅分控える事）

年月日 平成 年 月 日



境界点 1 1 から境界点 2 0 3
方向に向かい撮影



境界点 2 0 3 から境界点 1 1
方向に向かい撮影



境界点 2 0 4 から境界点 2 0 7
方向に向かい撮影

既設フェンス



境界点207から境界点208
方向に向かい撮影



境界点208から境界点210
方向に向かい撮影



66番東側認定道路入り口

①

認定道路東側の駐車場には
入らず、坂道を登っていく



②

坂道を上る(急勾配)



③

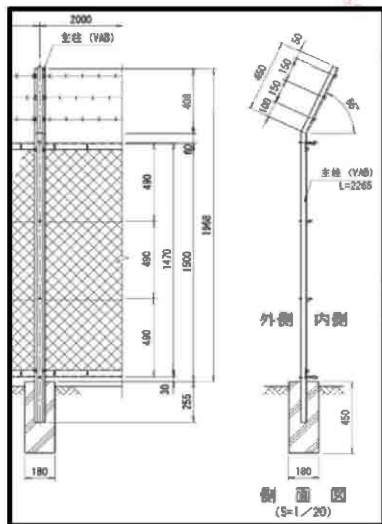
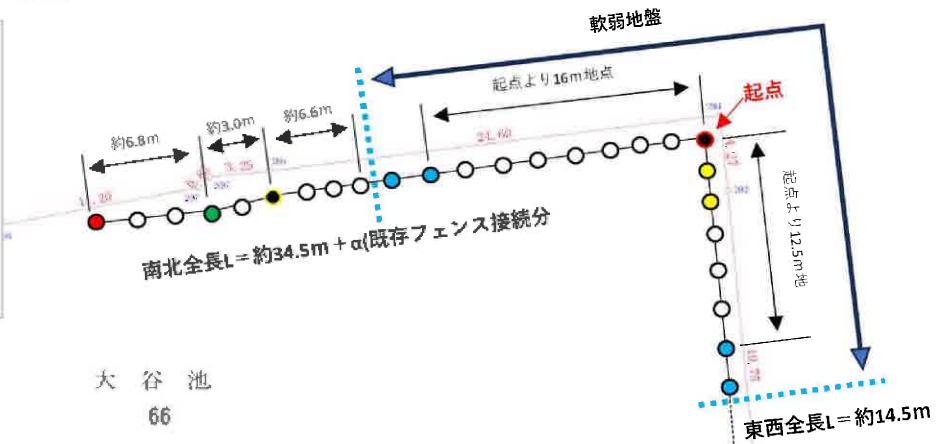
坂の中腹付近から前面道路
に撮影した写真

フェンス設置凡例



境界点図 S=1:250 (京都市伏見区小栗栖石川町66番地)

- (凡例) 全ての○印(各色)は基礎の位置を示すものとする。
- 起点(204番杭をオフセットした箇所)
 - 既存フェンス接続箇所(両端)
 - 205番杭をオフセットした箇所
 - 206番杭をオフセットした箇所
 - (但し、潤滑石礫みに支障の無い個所まで内側にオフセットした箇所)
 - 況及び湧き水の通り道 ※ 印の間の距離は2mとし、間に水が通るようにする。
 - の間が門扉。起点より真側のエリアで扉を設置すること。
 - 基礎位置
- その他水色点線箇所のエリアは軟弱地。



フェンス仕様例
H=1500mm (内忍) タイプ

(注) 本図は、道路工説明示図(090057)及び昭和46年3月20日(伏C-11)に決定された地籍確定図で保存しているコンクリート杭を基準とし、延長確保しついで作成したものです。

所在地	伏見区 小栗栖石川町 66 番
名称	大谷池
表測年月日	平成 30 年 9 月 3 日
縮尺	1 : 250
決定年月日	平成 年 月 日